

平成 29 年度 (2017 年度)

# 事業計画書



一般社団法人

全国軽自動車協会連合会

## 平成 29 年度（2017 年度）事業計画書

軽自動車新車販売は、平成 24 年に入り、アベノミクスがもたらした経済効果やメーカー各社の低燃費・安全機能搭載の新型車の投入などにより、平成 25 年度、26 年度は 200 万台を上回る高い水準で推移したが、平成 27 年 4 月から実施された軽自動車税の大幅な増税が影響し、平成 27 年度は当初から前年同月を大きく下回る厳しい状況となり、平成 28 年度については燃費不正による販売自粛期間の影響も重なった結果、前年割れは連続 23 カ月にも及び、172 万台、対前年比 5.1%減となった。

平成 29 年度の政府経済見通しは、「雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれる。先行きのリスクとしては海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。」としているが、平成 29 年度の軽自動車新車販売は、魅力的な新型軽自動車の市場投入効果や東京モーターショー開催による自動車市場の活性化は期待できるものの、平成 27 年 4 月からの軽自動車税増税の影響や税制関連での駆け込み需要も予測できないことから、全軽自協の予想販売台数は 171 万台としている。

当連合会の平成 28 年度に実施した税制改正要望活動では、消費税の増税延期とあわせて自動車取得税の廃止と環境性能割の導入も延期されたなか、中央、地方が一丸となり、精力的に要望活動を実施したところであるが、平成 29 年度与党税制改正大綱において、①自動車取得税・自動車重量税のエコカー減税の 2 年間延長、②軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の 2 年間延長などの方針が決定された。

当連合会としては、今回の税制改正大綱を踏まえつつ、軽自動車及び二輪車ユーザーの税負担が軽減されるよう、引き続き平成 29 年度も税制要望活動を強力に実施していくことが必要である。

軽自動車は、コンパクトで使いやすく環境にやさしい経済的な乗り物として日常生活の足となり、市民の生活を支え、さらには農業、漁業、小規模商工業などの産業活動を支える毛細血管の役目を果たしている。

軽乗用車ユーザーの 3 人に 2 人は女性であり、7 割を超えるユーザーが日常の買物・送迎や通勤の用途に毎日使用している。また、軽自動車ユーザーの 3 人に 1 人は 60 歳以上の方であり、買物・運搬に加えて通院にも利用している。さらに、公共交通機関が利用しにくい小さな市町村ほど軽自動車の保有率は高く、地方の重要な移動手段として不可欠な存在となっているほか、都市部では配送や営業活動などでも活躍している。

当連合会の活動としては、関係の方々のご協力をいただき、最重点施策及び重点施策を中心に、着実な事業の実施に努めていくこととする。また、軽自動車の理解促進広報活動を引き続き推進するとともに、組織運営の充実を図っていくこととする。

さらに、当連合会の基幹事業である不正流通防止対策業務、軽自動車検査情報提供事業等の適正な遂行を図るとともに、軽自動車の検査・届出制度の健全な発展に向けて取り組み、軽自動車・二輪車販売業界団体としての責任を自覚しながら、より健全なクルマ社会の実現のために努力をしていくこととする。

## ○ 最重点施策

- ・ 車体課税の見直しへの対応
- ・ 流通改善対策の推進
- ・ 収入減に伴う全軽自協事務所の維持継続のための取り組み推進

## ○ 重点施策

- ・ 事務所における軽自動車検査申請等代行事業の取り組みと拡大推進
- ・ 軽自動車保有関係手続きのO S S導入計画への対応
- ・ 組織の自立運営の支援
- ・ 組織運営の改善
- ・ 軽自動車理解促進の推進
- ・ 軽自動車の普及促進
- ・ 軽自動車情報提供事業の普及拡大
- ・ 軽自動車・二輪車の防犯・法令順守の促進
- ・ 保管場所の届出適正化と届出率向上
- ・ 二輪車自主リサイクル事業の推進

## ○ 事業計画

### 1. 軽自動車の理解促進事業

- (1) 軽自動車に関する新車資料等の整理・公表
- (2) 軽自動車に関する諸手続きの案内
- (3) 軽自動車普及拡大のための理解促進対策
- (4) 軽自動車関係税制等の理解促進対策

### 2. 軽自動車統計情報提供事業

- (1) 軽自動車・二輪車の一般統計情報の広報
- (2) 軽自動車・二輪車の一般統計情報の出版

### 3. 軽自動車検査電子情報提供事業

- (1) 軽自動車検査情報の電子的提供
- (2) 軽自動車検査情報の統計加工データの提供

4. 軽自動車・二輪車の防犯・法令順守促進事業
  - (1) 軽自動車・二輪車の不正流通防止対策（流通確認）
  - (2) 軽自動車・二輪車の防犯情報提供の協力
  - (3) 軽自動車の保管場所届出の推進
  
5. 軽自動車・二輪車の安全環境対策事業
  - (1) 軽自動車・二輪車の安全環境対策への協力
  - (2) 軽自動車・二輪車の安全運転普及運動の推進
  - (3) 軽自動車の交通事故調査分析への協力
  - (4) 軽自動車のリコール情報の提供
  - (5) 軽自動車の引取等のリサイクルの推進
  - (6) 二輪車の自主リサイクル対策の推進
  
6. 軽自動車流通改善関係事業
  - (1) 軽自動車届出の平準化
  - (2) 軽自動車届出の適正化
  - (3) 軽自動車の流通上の課題への対応
  
7. 軽自動車検査関係支援協力事業
  - (1) 軽自動車検査の申請窓口業務への協力
  - (2) 軽自動車検査手数料の収納業務への協力
  - (3) 軽自動車保有関係手続きのO S S導入計画への対応
  
8. 軽自動車の検査関係業務の受託事業
  - (1) 軽自動車税の徴税関連業務への協力
  - (2) 軽自動車の検査関連業務の受託
  - (3) 軽自動車検査申請等代行事業の取り組みと拡大推進
  
9. 軽自動車用紙関係事業
  - (1) 軽自動車・二輪車の流通確認用紙の印刷・頒布

10. 組織運営改善対策

- (1) 会議の開催
- (2) 会報の発行
- (3) 賞勲業務の実施
- (4) 収入減に伴う全軽自協事務所の維持継続のための取り組み推進

以上